

# 明日の「二月十一日」は、何の日？

◆明日は二月十一日。戦前は、この日を「紀元節」と呼び、初代天皇と考えられた「神武(じんむ)天皇」が即位したことを祝い、その子孫(天皇)による統治は、永遠であると教えてきた天皇制の出発の日です。

◆しかし、その根拠となっている「日本書紀」を考えた場合、神武天皇の即位は、西暦では「紀元前六六〇年二月十一日」となるのです。

◆紀元前六六〇年頃は、日本では縄文時代。文字や暦は勿論のこと、身分制度も階級社会もない頃です。つまり天皇制は、まったくの「架空」から出発していると言わざるを得ません。

◆しかし明治政府は、一八八九(明治二二年)二月十一日に「大日本帝国憲法」を發布し、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス(一章第三条)」と定め、国家とある宗教を一体とし、「天皇・現人神(あらひとがみ)」を崇めさせ、「靖国神社」を最大に利用し、以後、全国民をアジア諸国侵略へと突き進ませたのです。

◆このように二月十一日は、天皇を神格化し、美化するための記念の日であり、「主権在民」を定めた憲法の民主主義に反するが故に、抹消されたのですが、天皇(制)の復権を願う人々が、祝日法を改正し、一九六七年から「建国記念の日」として守られることになってしまったのです。従って、この祝日は、現憲法の下では、本来あってはならない祝日なのです。

★明日、左記の集会で、そのことを改めて学び直し、憲法に則した国造りを考え、てみませんか？

日時 二月十一日(月)

午後二時開会(開場一時半)〜午後四時頃閉会予定

場所 浜松市地域情報センター(東田町)

講演 「憲法と天皇制

…『強いリーダー』も『象徴』もいらない！」

講師 池田 浩士氏

(前・京都大学教授、現・京都精華大学客員教授)

※この集会は、約十五団体の共催にて開催します。

二〇一三年二月一〇日(日) 第五五二回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る△云(書齋 浜松市中区紺屋三〇一〜十五)